

排出量取引制度 確認業務マニュアル



経済産業省

目次

第1章 総則	5
1. 1 目的・適用範囲.....	5
1. 2 登録確認機関による確認業務.....	5
第2章 確認業務の概要	6
2. 1 確認の対象.....	6
2. 2 確認の基準.....	9
2. 3 役割と責任.....	9
2. 4 確認の体制.....	10
2. 5 確認業務の責任者の役割.....	10
2. 6 確認員.....	10
2. 7 専門家の利用.....	11
2. 8 独立審査員.....	11
2. 9 記録と保存.....	11
2. 10 立入検査.....	12
2. 11 確認業務の流れ.....	12
2. 12 確認業務に関する契約.....	15
第3章 確認業務計画の策定	16
3. 1 確認業務計画の策定.....	16
3. 2 重要性の考慮.....	16
3. 3 リスク評価.....	16
3. 4 企業及び企業環境の理解.....	17
3. 5 計画すべき事項.....	18
第4章 確認業務の実施	21
4. 1 確認業務の実施.....	21
4. 2 排出源の確認.....	21
4. 3 単位発熱量及び排出係数の確認.....	22
4. 4 活動量の確認.....	23
4. 5 排出量計算の確認.....	24
4. 6 表示の確認.....	24
4. 7 識別した虚偽表示の評価.....	25
第5章 結論の形成と報告	26
5. 1 十分かつ適切な証拠の入手.....	26
5. 2 未修正の虚偽表示の評価.....	26
5. 3 結論の形成.....	26

5. 4	結論の表明に関する審査.....	27
5. 5	確認報告書の記載事項	28
5. 6	確認報告書の発行	31
5. 7	確認報告書発行後に排出目標量又は排出実績量の基礎となる事実の変更が発見された場合の対応	31
5. 8	訂正に関する確認報告書の記載事項.....	32
第6章	早期排出削減量に対する確認業務	33
6. 1	早期排出削減量に対する確認業務	33
6. 2	合意された手続の実施	33
6. 3	確認結果報告書の記載事項	33
6. 4	確認結果報告書の発行	36

本マニュアルの構成

本マニュアルは、排出量取引制度における確認業務に関する概要及び一般的な確認業務の流れ等を取りまとめたものである。

登録確認機関は、登録申請時に選択した確認の基準において定められている要求事項等を遵守することが求められ、本マニュアルはその補助的な資料として参照されることが想定される。本マニュアルは、国際的に認知されている基準等との整合を考慮したうえで、確認業務の概要や流れを示す目的で作成されているが、各事項の詳細や具体的な要求事項については登録申請時に選択した確認の基準に従うこと。

また、本マニュアルでは、四角囲み枠内に基本的な考え方を、四角囲み枠外に基本的な考え方に関する解説や具体例等を記載している。なお、排出量取引制度では、現時点においては限定的水準での確認業務を求めていることから、基本的な考え方は、限定的水準での確認業務における内容を念頭に置いた記載となっている。

1. 1 ○○

本項目における基本的な考え方

1. 1. 1 ●●●

基本的な考え方に関する解説や具体例等

第1章 総則

1. 1 目的・適用範囲

排出量取引制度 確認業務マニュアル（以下「本マニュアル」という。）は、我が国における排出量取引制度において、脱炭素成長型投資事業者（以下「制度対象者」という。）が設定及び算定した排出目標量及び排出実績量に対して、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（以下「GX 推進法」という。）第60条第1項の規定により経済産業大臣の登録を受けた者（以下「登録確認機関」という。）が実施する確認業務に関する基本的な考え方等をまとめたものであり、2026年4月1日以降に実施される確認業務において参照されることを想定している。

1. 2 登録確認機関による確認業務

制度対象者は、排出目標量の届出及び排出実績量の報告にあたり、登録確認機関の確認を受けなければならない。

登録確認機関は、確認業務を行うべきことを求められたときには、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、確認業務を行わなければならない。

1. 2. 1 確認業務の実施可能性に関する検討

登録確認機関は、確認業務にかかる契約締結に際し、業務の実施可能性に関して十分に検討することが求められる。検討の結果、制度対象者から業務の依頼を受けた場合であっても受嘱できない可能性がある。ただし、契約締結後はみだりに業務を行わない又は業務を遅延させてはならない。

1. 2. 2 正当な理由

正当な理由とは、確認業務の適切な実施に影響する以下の場合等を想定している。

- ・ 大規模な火災、震災その他の災害が発生したとき。
- ・ 制度対象者が確認業務に必要な情報を提供しないとき。
- ・ 制度対象者が提供した情報または書類等の正当性に疑義があり、確認業務を行うために登録確認機関が追加調査等を行う必要があるとき。

第2章 確認業務の概要

2.1 確認の対象

登録確認機関による確認の対象は、制度対象者の設定した排出目標量及び制度対象者の算定した排出実績量である。

登録確認機関は、排出目標量（早期排出削減量を除く）及び排出実績量について、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に資する投資を行おうとする事業者に対する脱炭素成長型投資事業者排出枠の割当ての実施に関する指針（以下「実施指針」という。）に準拠して設定又は算定されていないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかったかどうかに関し、登録確認機関が自ら入手した証拠に基づいて判断した結果を結論として表明する（限定的水準の確認）。

また、登録確認機関は、早期排出削減量について、制度対象者と合意した手続を実施し、確認結果報告書において、実施した手続及びその手続の実施結果を報告する。

2.1.1 確認対象の記載箇所

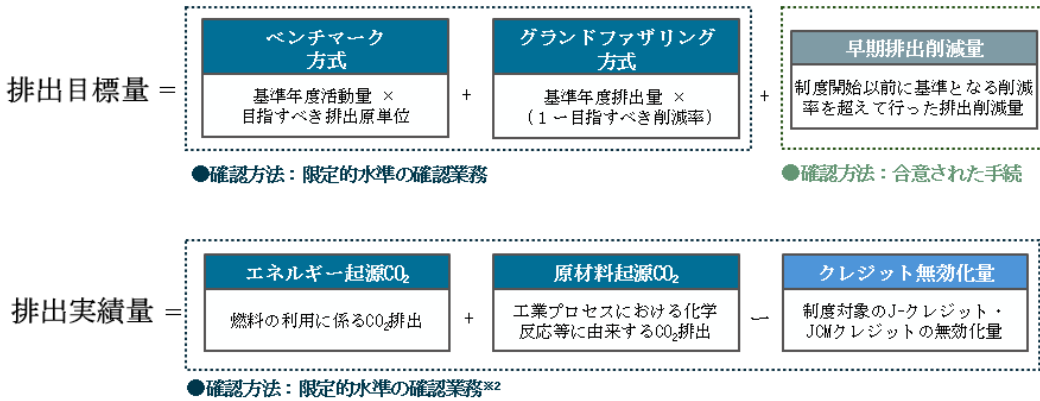
登録確認機関による確認の対象は、以下の届出様式、報告様式に記載されている。

確認の対象	届出様式、報告様式における記載箇所
排出目標量 （早期排出削減量を除く）	様式第2 事業者－第4表 1 排出目標量（後記3の早期削減に基づき算定した量を除く。）の合計量における「合計量」
排出実績量	様式第5 事業者－第2表 1 脱炭素成長型投資事業者の排出実績量における「排出実績量」
早期排出削減量	様式第2 事業者－第4表 3 早期排出削減量に関する情報における「早期削減に基づき算定した量」

※排出目標量（早期排出削減量を除く）及び排出実績量に対する確認業務は、いわゆる国際標準化機構が定めた規格 ISO14064-3 に基づく検証又は国際監査・保証基準審議会が定めた基準 ISSA5000 等に基づく保証業務に該当し、早期排出削減量に対する確認業務は、いわゆる ISO14064-3 又は国際監査・保証基準審議会が定めた基準 ISRS4400 等に基づく合意された手続（AUP: Agreed-upon procedures engagement）に該当する業務と考えられる。

※確認対象のイメージ

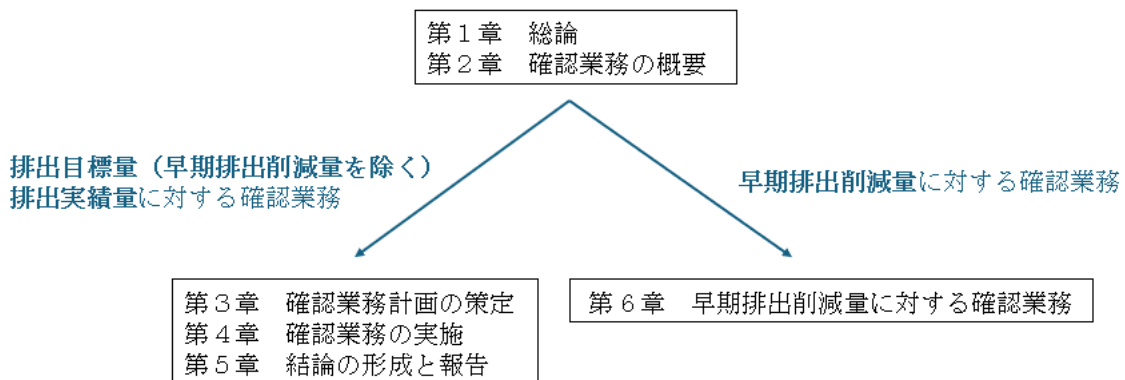
確認対象とその確認方法のイメージは以下の通り。便宜上簡素化したイメージのため、詳細は各マニュアルを参照すること。



※1 排出枠の割当においては、カーボンリーケージや研究開発投資等も勘案するが、登録確認機関による確認の対象ではない。
 ※2 2028年度からは、対象事業者全体に対する限定的水準の確認に加え、一定規模以上の事業所（年間のCO₂排出量100万トン以上が目安）に対する合理的水準の確認も求める想定。

※本マニュアルの構成

排出目標量（早期排出削減量を除く）及び排出実績量に対する確認業務に関しては第3章～第5章を、早期排出削減量に対する確認業務に関しては第6章を参照すること。



2. 1. 2 確認の水準

排出量取引制度における確認業務では、制度対象者の設定及び算定した排出目標量（早期排出削減量を除く）及び排出実績量について、実施指針に準拠して設定及び算定されていないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかったかを確認すること（限定的水準の確認）としており、完全に実施指針に準拠して設定又は算定されているか確認すること（絶対的水準の確認）や、全ての重要な点において実施指針に準拠して設定又は算定されているか確認すること（合理的水準の確認）を求めるものではない。排出量の算定や確認業務には固有の限界があり、確認業務リスクをゼロとすることは、極めて困難であるか、経済的合理性がないと考えられる。

合理的水準の確認業務では、積極的形式による結論の表明を行う基礎として合理的な低い水準に確認業務リスクを抑えるように手続が実施される。また、合理的水準の確認業務における結論は、「全ての重要な点において〇〇と認める」等の積極的形式で表明される。他方、限定的水準の確認業務では、合理的水準の確認業務の場合よりは高い水準ではあるが、消極的形式による結論の報告を行う基礎としては受け入れることができる程度に確認業務リスクの水準を抑えるように手続が実施される。また、限定的水準の確認業務における結論は、「〇〇していないと認められる事項は全ての重要な点において認められなかった」等の消極的形式で表明される。

	限定的水準の確認業務	合理的水準の確認業務
確認の水準	想定利用者にとって意味のある水準だが、合理的水準よりは相当程度低い水準。	限定的水準よりは高い水準だが、絶対的な水準ではない。
確認業務における手続	限定的水準の確認業務では、合理的水準の確認業務と比較して、以下のよう に実施される手続の種類、時期、範囲が限定される。 <ul style="list-style-type: none"> 限定的水準の確認業務では、質問と分析的手続に重点が置かれる一方、合理的水準の確認業務では、質問と分析的手続に加えて、外部証拠の入手や内部統制の運用評価手続等も必要になる場合がある。 限定的水準の確認業務では、合理的水準の確認業務と比較して、より少ない項目を抽出して手続が実施される場合がある。 	
結論の形式	消極的形式で表明され、実施した手続の内容を具体的に記載する。 例：「実施した手続及び入手した証拠に基づいて、〇〇（確認の対象）が適用される規準に準拠して作成されていないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。」	積極的形式で表明される。 例：「〇〇（確認の対象）が、全ての重要な点において、適用される規準に準拠して作成されているものと認める。」

※一般的に、確認業務における「確認業務リスク」は、確認員が重要な虚偽表示を看過して誤った結論を形成するリスクのことをいい、以下の要素から構成されると考えられる。

(1) 「固有リスク」

排出目標量及び排出実績量に関連する内部統制が制度対象者に存在していないとの仮定の上で、排出目標量及び排出実績量に重要な虚偽表示が含まれる可能性。

(2) 「統制リスク」

排出目標量及び排出実績量に生じる重要な虚偽表示が、制度対象者の関連する内部統制によって防止又は適時に発見及び是正されない可能性。

(3) 「発見リスク」

確認員が手続を実施してもなお、排出目標量及び排出実績量に生じる重要な虚偽表示が発見されない可能性。

※一般的に、確認業務における虚偽表示とは、届出及び報告される排出目標量（早期排出削減量を除く）及び排出実績量と、実施指針に準拠して適切に設定及び算定した結果との間の差異をいう。虚偽表示は、誤謬又は不正から発生する可能性がある。

2. 1. 3 早期排出削減量に対する確認業務

登録確認機関は、早期排出削減量に対して、契約により制度対象者と合意した手続を実施し、確認結果報告書において、実施した手続及びその結果を報告する。

想定利用者（経済産業省及び脱炭素成長型経済構造移行推進機構（以下「GX 推進機構」という。))は、登録確認機関から報告された早期排出削減量に対する手続及びその結果を自ら検討し、登録確認機関が実施した作業から自らの責任で結論を導くこととなる。

なお、早期排出削減量に対する確認業務においては、排出目標量（早期排出削減量を除く）及び排出実績量に対する確認業務とは異なり、結論の形成は行わない。

2. 2 確認の基準

登録確認機関は、制度対象者の排出目標量又は排出実績量が実施指針で定める方法により設定又は算定されていることについて、公正に、かつ、以下のいずれかの方法により確認業務を行わなければならない。

- ・ ISO 14064-3:2019 に準拠する方法
- ・ ISSA 5000 その他これに類する基準に準拠する方法

※確認の基準の詳細については、登録確認機関登録申請マニュアル3. 5を参照。登録申請時に選択した確認の基準に従って確認業務を実施すること。

2. 3 役割と責任

登録確認機関は、制度対象者の設定した排出目標量（早期排出削減量を除く）及び制度対象者の算定した排出実績量に対して結論を表明する。また、早期排出削減量に対して手続を実施し、その結果を報告する。

2. 3. 1 二重責任の原則

排出量取引制度を健全に維持・発展させていくためには、まず、制度対象者が実施指針で定める方法により、責任を持って排出目標量の設定・届出及び排出実績量の算定・報告することが前提となる。そして、制度対象者から独立した第三者によって、制度対象者の設定及び算定した結果が確認されることにより、その信頼性が高まる。制度対象者と登録

確認機関の両者がそれぞれの責任を果たすことで、制度が適切に運用されることが期待される。

2. 4 確認の体制

登録確認機関は、適切な結論を表明するために、確認業務の責任者及び確認員を選任し、確認業務チームを編成する。また、登録確認機関は、確認業務の品質を担保するため、確認業務チームに所属する者以外の独立審査員を任命する。

2. 4. 1 確認業務の責任者

確認業務の責任者とは、排出目標量（早期排出削減量を除く）又は排出実績量に対する確認報告書、早期排出削減量に対する確認結果報告書に氏名が記載される者を指す。責任者の要件は登録確認機関登録申請マニュアル3. 2を参照のこと。

2. 5 確認業務の責任者の役割

確認業務の責任者は、確認業務リスクを評価し、これを反映した計画を立案し、実施する。また、確認業務の責任者は、実施結果を取りまとめて評価し、十分かつ適切な証拠に基づいて結論を決定する。

2. 5. 1 確認業務の責任者が有すべき力量・能力

確認業務の責任者は、確認員に求められる力量・能力（2. 6）に加え、確認業務を実施し、重要性の判断に基づいて結論を形成できる能力、責任をもって確認業務チームを統率し、確認の基準（2. 2）に従って確認業務を統括できる能力を有することが想定される。

2. 6 確認員

確認員は、確認業務の責任者の指揮に基づき、確認業務を遂行し、確認業務を遂行するにあたって必要な力量及び能力を有する。

2. 6. 1 確認員が有すべき力量・能力

確認員は、職業専門家としての行動規範に従って、適切に確認業務を実施し、制度対象者が設定及び算定した排出目標量及び排出実績量を適切に評価するための力量及び能力を有することが想定される。具体的には、次のような事項が力量及び能力の例として挙げられる。

- ・ 職業専門家としての行動規範に従って、確認業務を実施できる力量
- ・ 確認業務の方法を理解する力量及び確認業務を実施し、重要性の判断に基づいて結論を形成できる又はその形成方法を理解する能力

- ・ 排出量取引制度に関する法令、マニュアル及び様式類を参照し、排出量取引制度のルールや排出目標量及び排出実績量の算定方法等について十分に理解する能力
- ・ 制度対象者の事業概要や組織体制を理解し、関連データを入手、分析、評価する能力

2. 7 専門家の利用

確認員は、専門家の業務を利用する場合には、専門家としての能力及びその業務の客観性を評価し、その業務の結果が確認業務の証拠として十分かつ適切であるかどうかを検討する。

2. 7. 1 専門家の役割

制度対象者の算定対象活動は多様であり、確認業務に際しては専門的な判断が必要となる。そのため、確認業務の責任者は、特定の事項に関する専門知識を補完する目的において、十分な知識、専門性及び客観性を保持した専門家に特定の業務を担わせる可能性がある。専門家は、確認業務の責任者の指示及び責任の下で、特定の業務を遂行する。

2. 8 独立審査員

登録確認機関は、確認業務チームの一員でない独立審査員を任命する。独立審査員は、確認報告書の発行前に、確認業務の過程で生じた重要な事項及び重要な判断等に関して客観的に評価する。

2. 9 記録と保存

登録確認機関は、帳簿を備え、5年間保存しなければならない。帳簿には確認業務に関する以下の事項を記載しなければならない。

- (1) 確認を申請した制度対象者の氏名又は名称、住所、法人の場合はその代表者の氏名
- (2) 確認を行った事業所の名称及び所在地
- (3) 確認の申請を受けた年月日（制度対象者から様式第4（訂正の報告の場合は様式第6）により確認業務の依頼を受けた日）
- (4) 確認を行った制度対象者の概要
- (5) 確認の場所
- (6) 確認を行った年月日（確認業務の対象期間）
- (7) 確認員の氏名
- (8) 確認の結果
- (9) その他確認に関し必要な事項

2. 9. 1 登録確認機関が保存すべき記録

登録確認機関は、確認業務や判断の根拠を組織的に管理するため、確認業務の計画及びその策定過程、手続の実施結果、結論の形成に係る過程について、根拠も含め記録する。また、その文書について、機密性を確保した上で必要な時期・場所で、入手可能かつ利用に適した状態で電磁的方法等により管理する。

その他確認に関し必要な事項として、次の事項が例に挙げられるが、上記の事項に加え、登録申請時に選択した確認の基準（ISO 14064-3 又は ISSA 5000 等）に定められた記録と保存に関する要求事項に従うこと。

<確認業務の計画>

- ・ 制度対象者との契約書
- ・ リスクの識別の過程とその評価結果
- ・ 重要性の基準値の決定過程
- ・ 実施する手続の内容、範囲、実施時期、実施場所、実施者
- ・ 内部統制への依拠の有無
- ・ サンプルング方法、サンプルング数（カバレッジ） 等

<確認業務の実施結果>

- ・ 実施した手続の内容、実施時期、実施場所、実施者
- ・ 上記手続の実施結果とその根拠（発見された虚偽表示を含む）
- ・ 計画の変更があった場合の変更理由とその内容
- ・ 発見された虚偽表示に対する制度対象者の対応
- ・ 未修正の虚偽表示の評価結果
- ・ 独立審査員による審査の結果
- ・ 制度対象者とのコミュニケーション

2. 10 立入検査

経済産業大臣は、GX 推進法の施行に当たって必要と認めるときには、登録確認機関に対して経済産業省または GX 推進機構による立入検査を行うことができる。

2. 11 確認業務の流れ

排出目標量及び排出実績量に対する確認業務は、概ね以下の流れで実施されることが想定される。

2. 1 1. 1 排出目標量（早期排出削減量を除く）及び排出実績量に対する確認業務の一般的な流れ

ステップ	実施内容	実施場所
契約	<p>制度対象者の規模や複雑性、確認業務の内容等を考慮し、制度対象者と契約条件について合意する。確認業務の実施の基礎が合意された場合、契約を締結する。</p> <p>※制度対象者は様式第4（訂正の報告の場合は様式第6）にて確認の申請を行う。</p>	—
↓ 概要把握	<p>制度対象者の事業内容、活動状況、敷地境界の識別、排出源の特定、算定対象範囲の確定プロセス、モニタリング方法及び体制、算定体制、データ処理方法等の情報を入手する。</p>	<p>登録確認機関事務所 （必要に応じて制度対象者の事業所）</p>
↓ リスク評価	<p>把握した概要より、排出目標量（早期排出削減量を除く）及び排出実績量の誤りに繋がる可能性がある事象を識別し、リスクの程度を評価する。</p>	<p>登録確認機関事務所</p>
↓ 確認業務計画の策定	<p>リスク評価の結果に基づいて、確認業務の手続の種類、実施時期、範囲を決定する。</p>	<p>登録確認機関事務所</p>
↓ 確認業務計画の実施	<p>計画した手続を実施し、計画に従って証拠を入手する。</p>	<p>登録確認機関事務所、 制度対象者の事業所</p>
↓ 実施結果の評価	<p>入手した証拠を評価する。</p>	<p>登録確認機関事務所 （必要に応じて制度対象者の事業所）</p>
↓ 結論の形成	<p>証拠の評価に基づいて結論を確定する。</p>	<p>登録確認機関事務所</p>

↓	確認報告書の作成	確認報告書を作成する。	登録確認機関 事務所
↓	審査及び確認報告書の 確定	登録確認機関の品質管理として、確認業務 チームの結論及び確認報告書の記載内容 等について最終的な審査を実施し、確認報 告書を確定させる。	登録確認機関 事務所
↓	確認報告書の発行	制度対象者に確認報告書を提出する。	登録確認機関 事務所

2. 1 1. 2 早期排出削減量に対する確認業務の基本的な流れ

ステップ	実施内容	実施場所
契約	依頼されている手続が早期排出削減量に 対する確認業務の目的に照らして適切で あることを確認し、早期排出削減量に対す る確認業務の契約条件について制度対象 者と合意する。 ※制度対象者は様式第4にて確認の申請 を行う。	—
↓	早期排出削減量に対す る確認業務の実施	登録確認機関 事務所、 制度対象者の 事業所
↓	確認結果報告書の作成	登録確認機関 事務所
↓		

確認結果報告書の提出

制度対象者に確認結果報告書を提出する。

登録確認機関
事務所

2. 1 2 確認業務に関する契約

登録確認機関は、確認業務を実施するにあたり、確認業務の契約条件について制度対象者と合意する。合意された契約条件の内容を契約書等に記載する。

2. 1 2. 1 確認業務の契約条件

確認業務における契約条件として、以下の事項が考えられる。

- ・ 契約の目的及び範囲に関する事項（確認業務の目的、報告境界、確認業務の水準、適用される規準等）
- ・ 登録確認機関の責任
- ・ 制度対象者の責任
- ・ 確認報告書又は確認結果報告書の想定される様式及び内容
- ・ 早期排出削減量に対する確認業務の手続
- ・ その他契約に関して登録申請時に選択した確認の基準により求められる事項

第3章 確認業務計画の策定

3.1 確認業務計画の策定

確認員は、立案する手続の種類、時期及び範囲を含め、業務の基本的な方針を策定し、その詳細な確認業務計画を作成する。

3.2 重要性の考慮

確認員は、確認業務の計画及び実施、結論の形成等において、重要性を考慮する。重要性の考慮にあたっては、量的重要性と質的重要性をそれぞれ考慮する。確認業務における量的重要性は、排出目標量（早期排出削減量を除く）、排出実績量それぞれの5%以下とする。

3.2.1 量的重要性

一般的に、虚偽表示は、個別に又は集約すると、排出目標量（早期排出削減量を除く）及び排出実績量の想定利用者（経済産業省及びGX推進機構）の意思決定に影響を及ぼすと合理的に見込まれる場合に重要性があると判断される。

虚偽表示の評価に際しては、発見した虚偽表示の定量的な検討だけでなく、その質的な性質も十分に検討して、追加の手続の要否を判断する。

3.2.2 質的重要性

確認業務において、量的重要性に問題がない場合であっても、虚偽表示の質的影響の観点から、当該虚偽表示が重要であると評価する可能性がある。例えば、虚偽表示が不正に起因する場合や排出目標量（早期排出削減量を除く）及び排出実績量の想定利用者（経済産業省及びGX推進機構）の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合等が考えられる。

3.2.3 手続実施上の重要性

確認員は、未修正の虚偽表示と未発見の虚偽表示の合計が重要となる可能性を適切な低い水準に抑えるために、手続実施上の重要性を設定することが想定される。手続実施上の重要性は、重要性の基準値より低く、さらに複数設定される場合がある。

3.3 リスク評価

確認員は、開示レベルで重要な虚偽表示リスクを識別し評価するため、リスク評価手続を設計及び実行する。

3. 3. 1 開示レベルでの評価

一般的に、合理的水準の確認業務においては、要点（アサーション）レベルでリスク評価することが求められる一方、限定的水準の確認業務においては、リスク評価は開示レベルで実施される。ただし、要点（アサーション）の利用が有用と考えられる場合は、限定的水準の確認業務においても要点（アサーション）を利用することも想定される。

要点（アサーション）は、発生する可能性のある虚偽表示の種類を考慮するために利用され、発生及び実在性、網羅性、正確性及び評価、期間帰属、表示・分類の妥当性等が含まれる。

3. 4 企業及び企業環境の理解

確認員は、確認業務計画の策定にあたり、制度対象者の事業内容や算定対象活動等を理解する。

3. 4. 1 事業内容や算定対象活動等に関する情報

事業内容や算定対象活動等に関する情報には、次の事項が例として挙げられる。

<制度対象者の事業活動の内容及び内部環境>

- ・ 組織体制
- ・ 組織変更の経緯
- ・ 活動地域（工場等）
- ・ マテリアルフロー
 - インプット（原材料、使用エネルギー等）
 - アウトプット（製品、サービス）
- ・ 設備
- ・ 財務的健全性
- ・ 経営者の資質、誠実性、知識、ニーズ、関心等
- ・ 内部統制
- ・ CO₂排出量及び活動量等の算定体制、モニタリング方法、モニタリング体制

<算定対象活動に影響を与える外部環境>

- ・ 法規制
- ・ 監督官庁
- ・ 原料／燃料価格の動向
- ・ 業界団体
- ・ 業界に特有な事項
- ・ 同業他社の状況
- ・ サプライチェーン

3. 5 計画すべき事項

確認員は、確認業務の種類の種類、時期及び範囲を含め、業務の基本的な方針を策定し、その詳細な計画を作成する。また、確認業務の実施過程において、必要に応じて計画を見直し改訂する。

3. 5. 1 確認業務の分担

確認業務の責任者は、制度対象者の算定対象活動の特性等に応じ適切な人員を配員し、分担を決定する。

3. 5. 2 内部統制の運用評価手続

確認員は、内部統制の運用状況の有効性に関する証拠を入手しようとする場合、運用評価手続を立案し実施する。内部統制の評価の結果、内部統制が存在しないか、あるいは有効に運用されていない可能性が高いと判断した場合には、内部統制に依拠せず、実証手続により十分かつ適切な証拠を入手する。

3. 5. 3 実証手続

確認員は、評価したリスクに対応する実証手続を立案する。実証手続の種類、時期、範囲は、リスクの度合いに応じ、閲覧、観察、確認、再計算、再実施、分析的手続、質問等の手続を適宜組み合わせ、十分かつ適切な証拠を効率的に入手できるよう立案する。例えば、リスクが高く重要性のある排出源については、関連する記録や文書の閲覧を主とし、これに質問や分析的手続を組み合わせ実施することが考えられる。また、リスクが低く重要性のない排出源については、分析的手続を主として、必要に応じて質問や記録や文書の閲覧を組み合わせ実施することも考えられる。

手続の種類	手続の内容（例）
閲覧	紙媒体、電子媒体またはその他の媒体による制度対象者の記録や文書を確認する手続
観察	業務処理過程や手続を確認する手続
立会	観察の一種であり、制度対象者が実施する棚卸の状況を確認する手続
質問	制度対象者の責任者や従業員または外部の関係者に問い合わせ、説明または回答を求める手続
確認	確認員が制度対象者の取引先等の第三者に問い合わせを行い、その回答を直接入手し評価する手続
再計算	記録や文書の計算の正確性を確認員自らが計算し確認する手続
分析的手続	確認員が排出量データ相互間または排出量データ以外のデータと排出量データとの間に存在すると推定される関係を分析、検討する手続

限定的水準の確認業務において実施される手続は、合理的水準の確認業務において実施される手続に比べて種類、時期、範囲が限定される場合がある。リスク対応手続に関する限定的保証と合理的保証の相違点として、例えば以下の点が挙げられる。

- ・ 手続の種類：限定的水準の確認業務においては、合理的水準の確認業務と比較して、制度対象者の担当者への質問と分析的な手続に重点が置かれ、内部統制の運用評価手続及び外部証拠の入手には重点が置けない場合がある。
- ・ 手続の範囲：限定的水準の確認業務においては、合理的水準の確認業務と比較して、より少ない項目を抽出して手続が実施される、より少ない拠点で手続が実施される場合がある。
- ・ 分析的な手続の内容：合理的水準の確認業務における分析的な手続では、重要な虚偽表示を識別できるような十分な精度の推定値の設定が行われる。一方、限定的水準の確認業務においては、合理的保証業務で期待されるような精度ではなく、趨勢、関係性及び比率に関する推定を裏付けるように計画される場合がある。

3. 5. 4 確認業務の実施場所

確認業務では、現地往査の実施や情報技術（以下、「IT」という。）を用いた実施が想定される。確認員は、効果、効率性、機密保持等を勘案して、それぞれの手続に応じた適切な実施場所を決定する。制度対象者の工場等での手続の実施は、裏付となる証拠を直接閲覧し算定担当者に対面で質問ができるため効果的であり、意思疎通、機密保持の点からも有効であると考えられる。この観点においては、現地往査の時間を十分に確保することが望まれる。なお、現地での確認業務を効果的・効率的に実施するためには、書類のレビュー等、前もって登録確認機関の事務所で実施することが効率的な場合もある。把握した制度対象者の事業環境等も参考にして、適切な組み合わせを計画すること。

3. 5. 5 項目の抽出方法

個々の項目について手続を実施する場合に用いられる、項目の抽出方法の例は以下の通り。

精査：母集団の全ての項目について手続を実施する方法

試査：一部の項目を抽出して手続を実施する方法であり、次の2つの方法が考えられる。

- サンプルによる試査：母集団全体の性質を評価する目的を持つ試査であり、サンプルに対して実施した手続の結果から母集団全体に対する一定の性質を推定する。
- 特定項目抽出による試査：重要なリスクのある項目や活動量の大きい項目等の特定項目に対して手続を実施するもので、母集団全体の性質の評価は目的としない。

試査による項目の抽出と手続の適用範囲は、リスクに応じて決定される。登録確認機関は、これらについて、文書化された手順と方法を持ち、また、その方法は合理的に説明できるようにすること。

3. 5. 6 サンプルング計画

排出量データ等の母集団に対してサンプルングを適用する場合は、サンプルング方法及びサンプルング数を決定する。サンプルングにあたっては、データの種類と分布状況を慎重に分析し、サンプルが母集団を代表するようにサンプル抽出を行う。重要なリスクを識別している場合は、サンプルング適用の可否を含め、発見リスクを小さくするような手続を計画する。サンプルングによる試査には、抽出したサンプルが母集団を代表しない等、項目の抽出に起因するリスクもある。確認員は、この抽出リスクを許容可能な低い水準まで引き下げるように計画を策定する。

第4章 確認業務の実施

4.1 確認業務の実施

確認員は、確認業務計画において策定した手続を実施する。確認員は、確認業務計画の改訂が必要な状況が生じた場合には、改訂された確認業務計画に基づき手続を実施する。

4.2 排出源の確認

確認員は、制度対象者の組織境界内の排出源が、網羅的に捕捉されているかどうか確認する。

4.2.1 排出源に関する確認ポイント

確認員は、排出源の計上漏れを防止するために、排出源が網羅的に捕捉されていることを確認する。具体的な確認ポイントの例は以下の通り。

- ① 組織境界内の法人
 - ・ 制度対象者が密接関係者と共同届出をする場合、制度対象者の組織境界の設定範囲は適切か。
 - ・ 制度対象者が密接関係者と共同届出をする場合、制度対象者が自ら設定した組織境界（事業者数、事業者名）通りに排出目標量の設定及び排出実績量の算定が行われているか。
 - ・ 構造的変化（新設、廃止、合併、分割等）に伴う組織境界の変化について、排出目標量の設定及び排出実績量の算定に適切に反映されているか。
- ② 敷地境界
 - ・ 制度対象者は適切に敷地境界を識別しているか。
 - ・ 算定対象年度において敷地境界の変更があった場合、排出目標量の設定及び排出実績量の算定に適切に反映されているか。
 - ・ 原材料起源の排出量については、敷地境界の外で排出している排出源も含めているか。
- ③ ベンチマーク対象事業活動、グランドファザリング対象事業活動の範囲（バウンダリ）
 - ・ ベンチマーク対象事業活動が網羅的に算定対象に含まれているか。
 - ・ 算定対象活動は、すべてベンチマーク対象事業活動又はグランドファザリング対象事業活動のいずれかのバウンダリに含まれているか。

- ・ 算定対象年度における事業活動の変更がベンチマーク対象事業活動、グランドファザリング対象事業活動のバウンダリに適切に反映されているか。
- ・ 排出目標量の設定におけるベンチマーク対象事業活動、グランドファザリング対象事業活動のバウンダリと、排出実績量の算定におけるベンチマーク対象事業活動、グランドファザリング対象事業活動のバウンダリは一致しているか（正当な理由なくバウンダリの変更が行われていないか）。

④ 排出源

- ・ ベンチマーク対象事業活動、グランドファザリング対象事業活動の各バウンダリに含めるべき排出源が網羅的に含まれているか。
- ・ 算定対象年度を通じて排出源を網羅的に把握しているか（一時点だけの調査によって入手した、あるいは一時点だけを示す証拠ではないか）。
- ・ 同一工場等内において、ベンチマーク方式による割当プロセスが複数存在する場合や、ベンチマーク方式による割当プロセスとグランドファザリング方式による割当プロセスが併存する場合、各バウンダリに含まれる排出源に重複はないか。
- ・ 一つの排出源が複数の割当プロセスに紐付く場合（例えば、発電設備や熱生成設備等のユーティリティ設備等）、適切な指標等を用いて燃料使用量を按分したうえで、各割当プロセスにおける排出量を把握しているか。
- ・ 算定対象年度における工場等の敷地、設備、燃料等に関する変更の有無、変更があった場合はその時点及びその事象が、排出源の把握に適切に反映されているか。

4. 3 単位発熱量及び排出係数の確認

確認員は、適用されている単位発熱量や排出係数が、適切なものであるかどうかを確認する。

4. 3. 1 単位発熱量及び排出係数に関する確認ポイント

確認員は、制度対象者が適切な単位発熱量及び排出係数を使用しているか確認する。具体的な確認ポイントの例は以下の通り。

① デフォルト値を使用している場合

- ・ 燃料種類に対応した適切なデフォルト値が用いられているか。
- ・ 燃料種類は実態（燃料性状等）と合致しているか。

② 自社で測定した単位発熱量及び排出係数を使用している場合

- ・ 測定方法は適切か（方法の継続性、対象期間、測定頻度、測定時点、読み取り誤り等がないか）。
- ・ 記録は正確か（記入誤り、転記誤り、集計誤り、計算誤り等がないか）。

- ・ 単位変換は適切か。

※制度対象者は、様式第5の「計量器の報告」において計測機器に関する望ましいモニタリング精度を報告するが、「計量器の報告」は登録確認機関による確認対象ではない。

- ③ 外部から入手したデータ等に基づく単位発熱量及び排出係数を使用している場合
- ・ 外部から入手したデータ等は信頼できるものか。
 - ・ 実測等による単位発熱量・排出係数により算定した排出量を報告する際には、採用した単位発熱量・排出係数の設定方法について報告しているか。
 - ・ 記録は正確か（記入誤り、転記誤り、集計誤り、計算誤り等がないか）。

4. 4 活動量の確認

確認員は、活動量が適切にモニタリング・算定されているかどうかを確認する。

4. 4. 1 活動量に関する確認ポイント

確認員は、制度対象者が活動量を適切にモニタリング、算定しているか確認する。具体的な確認ポイントの例は以下の通り。

- ① モニタリングパターンA—1・A—2（購買量に基づく方法）により活動量を把握している場合
- ・ 信頼できる外部証憑か。
 - ・ データ処理は正確か（転記誤りや計算誤り、単位の間違い、異なる活動量の混入等はないか）。
 - ・ 対象となるデータが網羅的に収集されているか。
 - ・ 証憑の出典や入手方法に変更はなかったか。
 - ・ 集計期間に漏れはないか。
 - ・ （パターンA—2の場合）在庫量の把握方法は適切か。
- ② モニタリングパターンB（実測等に基づく方法）により活動量を把握している場合
- ・ 測定方法は適切か（方法の継続性、対象期間、読み取り方法等が適切か）。
 - ・ 記録は正確か（記入誤り、転記誤り、集計誤り、計算誤り等がないか）。
 - ・ 単位変換は適切か。

※制度対象者は、様式第5の「計量器の報告」において計測機器に関する望ましいモニタリング精度を報告するが、「計量器の報告」は登録確認機関による確認対象ではない。

- ③ その他の方法（モニタリングパターンA・Bを組み合わせる方法）により活動量を把握している場合

- ・ パターンAの購買量を基本としつつ、パターンBの自社の計量器等の値を用いて、購買量を按分する場合、適切な方法により按分計算されているか。
- ④ 排出目標量の設定における活動量（製品生産量や燃料使用量等）
- ・ 信頼できる活動量データ（取引先からの納品書や請求書、制度対象者の在庫管理票、生産月報等）を使用しているか。
 - ・ 活動量を大きく変動させる事象が生じている場合（直近2年度の活動量実績の平均が7.5%以上の増減、新設・廃止、災害等）は、その理由及び根拠を把握しているか。また、その事象に応じた適切な調整措置がとられているか。
 - ・ 電気・熱の生成に係る排出量の扱い（供給側・使用側における対応）、副生燃料の扱い（供給側・使用側における対応）還元剤として用いられる燃料の扱い（エネルギー起源排出量とは別に把握）は適切か。
 - ・ 活動量が燃料使用量の場合、排出目標量の設定時の熱量換算係数と、排出実績量の算定時の熱量換算係数は整合しているか（正当な理由なく熱量換算係数の変更が行われていないか）。
 - ・ ベンチマーク方式による割当の場合、制度対象者が排出目標量の設定において算定している基準活動量は、各割当方式において定義された基準活動量と一致しているか（活動量の範囲、直接排出比率、品種補正等は適切か）。

4. 5 排出量計算の確認

確認員は、（排出目標量等算定マニュアル、排出実績量算定マニュアルも適宜参照のうえ、）それぞれの排出源に適合する排出量の算定式が用いられ、排出量が実施指針に準拠して正しく計算されているか確認する。

4. 5. 1 排出量計算に関する確認ポイント

確認員は、制度対象者が排出量を正確に計算しているか確認する。具体的な確認ポイントの例は以下の通り。

- ・ 活動量、単位発熱量、排出係数等の単位が整合しているか。
- ・ 活動量単位の変換や圧力・温度の補正が適切に行われているか。
- ・ 加減乗除の計算は正確に行われているか。
- ・ 活動量、排出量の端数処理は適切か。

4. 6 表示の確認

確認員は、排出目標量及び排出実績量に関する記載が、定められた様式に従っているか確認する。

4. 6. 1 表示に関する確認ポイント

- ・ 指定された様式に適切な内容を記入しているか。
- ・ 記入漏れ等がないか。
- ・ 不明瞭な記載がないか（説明不足、不適切な表現がないか）。

4. 7 識別した虚偽表示の評価

入手した証拠が、排出目標量又は排出実績量の虚偽表示を示している場合には、確認員は、その虚偽表示の原因を把握し、排出目標量又は排出実績量に及ぼす影響を評価する。また、確認員は、虚偽表示の性質及び重要性を勘案して、修正すべき事項を確定し、制度対象者に伝達する。

4. 7. 1 修正事項の伝達

確認員は、確認業務の過程で虚偽表示を把握した場合、その旨を制度対象者に適時に通知し、関連する是正を求める。この要求に対し、制度対象者が応じるか否かに関わらず、確認員は、確認業務の過程で発見した虚偽表示を文書化し、記録する。また、確認報告書の発行までに、制度対象者が是正をしない場合、確認員は、排出目標量又は排出実績量に対する虚偽表示の影響を評価するため、制度対象者に対し、是正しない理由について説明を求める。

第5章 結論の形成と報告

5. 1 十分かつ適切な証拠の入手

確認業務の責任者は、結論の形成にあたり、入手した証拠の十分性及び適切性を評価する。必要に応じて、追加の証拠の入手に努める。

十分かつ適切な証拠を入手できなかった場合、業務範囲の制約が存在することから、確認業務の責任者は限定付結論を表明するか、結論不表明とする等の対応をする。

5. 2 未修正の虚偽表示の評価

確認業務の責任者は、結論の形成にあたり、未修正の虚偽表示が、個別に又は集計した場合に重要であるかどうか評価する。

5. 2. 1 未修正の虚偽表示

確認員が確認業務の過程で集計した虚偽表示のうち、修正されなかった虚偽表示をいう。不確かさ又は潜在的な誤りには様々なものがあるが、制度対象者による未対応の誤り、試査の結果から推定される誤り（母集団全体に予想される誤り）等が例として挙げられる。

5. 3 結論の形成

確認業務の責任者は、排出目標量（早期排出削減量を除く）、排出実績量それぞれに対して結論を形成する。

5. 3. 1 結論の種類

確認業務の責任者は次のいずれかの結論を表明する。

結論の種類	判断の例	結論の文例
無限定の結論	排出目標量（早期排出削減量を除く）が、全ての重要な点において、実施指針に準拠して設定されていないと信じさせる事項が認められなかった場合	排出目標量（早期排出削減量を除く）が、実施指針に準拠して設定されていないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。
限定付結論	（1）十分かつ適切な証拠を入手した結果、除外事項が排出目標量（早期排出削減量を除く）に及ぼす影響又は可能性のある影響が、重要であ	結論の根拠に記載した事項の及ぼす影響を除き、排出目標量（早期排出削減量を除く）が、実施指針に準拠して設定されていないと信じさせる

	るが広範でないと判断する場合 (2) 確認業務の実施範囲に制約があり、それが排出目標量（早期排出削減量を除く）に及ぼす影響が、重要であるが広範でないと判断する場合	事項が全ての重要な点において認められなかった。
否定的結論	十分かつ適切な証拠を入手した結果、除外事項が排出目標量（早期排出削減量を除く）に及ぼす影響が、重要かつ広範であると判断する場合	結論の根拠に記載した事項の及ぼす影響の重要性に鑑み、排出目標量（早期排出削減量を除く）は、実施指針に準拠して設定されていないと信じさせる事項が重要な点において認められた。
結論不表明	確認業務の実施範囲に制約があり、それが排出目標量（早期排出削減量を除く）に及ぼす影響が、重要かつ広範であると判断する場合	結論の根拠に記載した事項の及ぼす影響の重要性に鑑み、排出目標量（早期排出削減量を除く）が、実施指針に準拠して設定されていないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかったかどうかについての結論を表明しない。

※排出実績量に対する確認業務の場合は、「排出目標量（早期排出削減量を除く）」を「排出実績量」に、「設定」を「算定」に置き換える。

5. 4 結論の表明に関する審査

登録確認機関は、結論の表明に先立ち、自らの結論が ISO 14064-3 又は ISSA 5000 等の規準に準拠して適切に形成されていることを確かめるため、独立審査員による審査等の十分な品質管理を実施する。結論の形成が適切であるとの結論が得られるまでは、確認報告書を発行しない。

5. 4. 1 独立審査員による審査

確認業務責任者は、確認報告書の発行に先立ち、確認した文書及び確認報告書等を独立審査員に提出し、独立審査員は、確認業務の手續や結論の形成が適切か評価する。独立審査員は、以下の事項等の対応を行う。具体的な審査事項は ISO 14064-3 又は ISSA 5000 等における要求事項を参照すること。

- ・ 確認業務が登録申請時に選択した確認の基準（ISO 14064-3 又は ISSA 5000 等）に従って実施されたか評価する。
- ・ 入手した証拠が、結論の表明にあたり十分かつ適切であるかどうか評価する。
- ・ 確認業務の過程で生じた重要な事項及び重要な判断について評価する。

- ・ 確認業務の結論及び確認報告書案が適切か評価する。
- ・ 審査結果を文書化する。

5. 5 確認報告書の記載事項

登録確認機関は、排出目標量（早期排出削減量を除く）、排出実績量それぞれに対する確認報告書において、以下の項目を記載しなければならない。

- (1) 確認報告書の表題
- (2) 確認報告書の発行年月日
- (3) 確認報告書の宛先
- (4) 登録確認機関の名称及びその所在地、確認業務の責任者の氏名
- (5) 確認を行った対象及びその確認の方法（確認業務において準拠した規準、実施した手続）
- (6) 確認の対象となった排出目標量又は排出実績量が、実施指針に準拠して設定又は算定されていないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかったかどうかについての結論及びその根拠
- (7) 制度対象者の確認対象に関する責任
- (8) 登録確認機関の確認業務に関する責任
- (9) その他確認報告書に記載すべき事項

5. 5. 1 確認報告書の文例

排出目標量に対する確認報告書の文例（無限定の結論の場合）は以下の通り。上記の事項に加え、登録申請時に選択した確認の基準（ISO 14064-3 又は ISSA 5000 等）に定められた確認報告書に関する要求事項に従って作成すること。

確認報告書

20XX年XX月XX日

□□株式会社 御中

○○確認機関
所在地
確認業務の責任者の氏名

当確認機関は、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律第33条第2項（※1）の規定に基づく確認業務を行うため、様式第2の事業者一第4表「1 排出目標量（後記3の早期削減に基づき算定した量を除く。）の合計量」（※2）に記載されている□□株式会社（以下「会社」という。）の20XX年4月1日から20XX年3月31日までの排出目標量（※3）について限定的水準の確認業務を実施した。

会社の責任

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に資する投資を行おうとする事業者に対する脱炭素成長型投資事業者排出枠の割当ての実施に関する指針（以下「実施指針」という。）に準拠して排出目標量（※3）を設定（※4）し、届出（※5）する責任は会社にある。

当確認機関の責任

当確認機関の責任は、当確認機関が計画し実施した確認業務に基づいて、独立の立場から排出目標量（※3）に対する限定的水準の確認業務の結論を表明することにある。

当確認機関は、△△（登録申請時に選択した確認の基準を記載）に準拠して限定的水準の確認業務を実施した。

実施した手続

限定的水準の確認業務で実施される手続は、合理的水準の確認業務と比べて種類及び時期には幅があり、手続の範囲が限定されている。その結果、限定的水準の確認業務で得られる確認の水準は、合理的水準の確認業務が実施されていれば得られたであろう確認の水準よりも低くなる。

当確認機関の実施した手続は、以下を含んでいる。

- ・ ○○に関する質問
- ・ ○○に関する分析的手続の実施
- ・ ○○に関する試査による根拠資料との照合及び再計算
- ・ ○○における現地往査

結論

当確認機関は、上記の排出目標量（※3）が、実施指針に準拠して設定（※4）されていないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

当確認機関の独立性及び品質管理

当確認機関は、△△（登録申請時に選択した品質管理の基準を記載）に基づき、独立性を遵守し、品質マネジメントを整備及び運用している。

※ 排出実績量に対する確認業務の場合は、以下の通り読み替える。

※1 法律第35条第2項

※2 様式第5の事業者一第2表 排出実績量「1 脱炭素成長型投資事業者の排出実績量」

※3 排出実績量

※4 算定

※5 報告

5. 6 確認報告書の発行

制度対象者に対して確認報告書を発行する。また、確認報告書に、確認した対象（排出目標量については様式第2の事業者－第4表、排出実績量については様式第5の事業者－第2表）を添付する。

※ISSA 5000等においては、確認報告書の発行日までに、制度対象者の経営者及び適切な場合にはガバナンスに責任を有する者に対して、経営者確認書を提出するよう要請することが求められている。口頭による陳述を書面又は電磁的記録により確認することで、登録確認機関と経営者等との間で誤解が生じる可能性を軽減させることができると考えられる。

経営者確認書には、制度対象者の経営者等が、排出目標量及び排出実績量の設定及び算定に対して責任を果たしたこと、全ての関連する情報を入手する機会を登録確認機関に提供したこと、未修正の虚偽表示が及ぼす影響が個別にも集約しても排出目標量及び排出実績量にとって重要でないと判断していること等を含める。詳細はISSA 5000の165項等を参照すること。

5. 7 確認報告書発行後に排出目標量又は排出実績量の基礎となる事実の変更が発見された場合の対応

登録確認機関は、制度対象者の排出目標量又は排出実績量を確認した後、当該排出目標量又は排出実績量の基礎となる事実に変更があり、重要性の基準値を超過する場合その他重要な疑義があると認めるときは、制度対象者に対し指摘をし、是正を求めなければならない。それでもなお改善されないときは、経済産業大臣へ報告しなければならない。

また、排出目標量又は排出実績量に関し、重大な事実に変更があったと認められる場合には、登録確認機関は、排出目標量又は排出実績量が適切に訂正されていることについて確認を行う。

5. 7. 1 事実の変更が発見された場合の対応方針

制度対象者の排出目標量又は排出実績量に対して確認報告書を発行した後に、当該排出目標量又は排出実績量に影響を及ぼすおそれがある事実（排出目標量又は排出実績量の誤り等）を発見する場合が想定される。当該事象が「重要な事実に変更があったと認められる場合」に該当する場合（量的又は質的に重要性がある場合等）は、訂正後の排出目標量又は排出実績量の確認を行う。

なお、制度対象者が適切な措置を取らない場合等における具体的な対応については、登録申請マニュアル3. 7を参照のこと。

※ 「その他重要な疑義があると認めるとき」として、排出目標量又は排出実績量の基礎となる事実の変更が、量的な重要性は低い場合でも質的に重要であると判断される場

合がある。質的な重要性は、例えば、制度対象者の経営環境（経営者の誠実性等）、排出目標量又は排出実績量の基礎となる事実の変更が生じた原因等により判断することが考えられる。

5. 8 訂正に関する確認報告書の記載事項

登録確認機関は、訂正後の排出目標量（早期排出削減量を除く）、排出実績量それぞれに対する確認報告書において、以下の項目を記載しなければならない。

- (1) 訂正に関する確認報告書の表題
- (2) 訂正に関する確認報告書の発行年月日
- (3) 訂正に関する確認報告書の宛先
- (4) 登録確認機関の名称、確認業務を行う事務所及びその所在地並びに確認業務の責任者の氏名
- (5) 確認を行った対象及びその確認の方法（確認業務において準拠した規準、実施した手続）
- (6) 確認の対象となった排出目標量又は排出実績量が、実施指針に準拠して設定又は算定されていないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかったかどうかについての結論及びその根拠
- (7) 制度対象者の確認対象に関する責任
- (8) 登録確認機関の確認業務に関する責任
- (9) その他訂正に関する確認報告書に記載すべき事項

5. 8. 1 その他訂正に関する確認報告書に記載すべき事項

その他訂正に関する確認報告書に記載すべき事項として、制度対象者の排出目標量又は排出実績量を訂正した理由等を参照し、登録確認機関が以前に提出した確認報告書について言及すること等が考えられる。

第6章 早期排出削減量に対する確認業務

6. 1 早期排出削減量に対する確認業務

登録確認機関は、契約により制度対象者と合意した手続を実施し、実施結果報告書において、実施した早期排出削減量に対する手続及びその手続実施結果を報告する。

6. 2 合意された手続の実施

登録確認機関は、契約により制度対象者と合意した手続を実施する。制度対象者と合意する手続は、明確で、誤解を招かず、かつ、様々な解釈が生じない方法で、客観的に記述する。

6. 2. 1 具体的な合意された手続

具体的な合意された手続の例は、排出目標量等算定マニュアルの2. 3. 5を参照。登録確認機関は制度対象者が登録確認機関へ提出するデータを基に、登録申請時に選択した確認の基準（ISO 14064-3 又は ISRS 4400 等）に従い、記述すること。

6. 3 確認結果報告書の記載事項

登録確認機関は、早期排出削減量に関する実施結果報告書において、以下の項目を記載する。

- (1) 確認結果報告書の表題
- (2) 確認結果報告書の発行年月日
- (3) 確認結果報告書の宛先
- (4) 登録確認機関の名称及び住所、確認業務の責任者の氏名
- (5) 確認を行った対象及びその確認の方法（確認業務において準拠した規準、実施した手続）
- (6) 確認を行った結果（手続を実施した結果）
- (7) 制度対象者の確認対象に関する責任
- (8) 登録確認機関の確認業務に関する責任
- (9) その他確認結果報告書に記載すべき事項

6. 3. 1 確認結果報告書の文例

早期排出削減量に対する確認結果報告書の文例は以下の通りである。上記の事項に加え、登録申請時に選択した確認の基準（ISO 14064-3 又は ISRS 4400 等）に定められた確認結果報告書に関する要求事項に従って作成すること。

確認結果報告書

20XX年XX月XX日

□□株式会社 御中

○○確認機関
住所
確認業務の責任者の氏名

当確認機関は、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律第33条第2項の規定に基づく確認業務を行うため、様式第2の事業者一第4表「3 早期排出削減量に関する情報」に記載されている□□株式会社（以下、「会社」という。）の早期削減に基づき算定した量について合意された手続を実施した。

会社の責任

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に資する投資を行おうとする事業者に対する脱炭素成長型投資事業者排出枠の割当ての実施に関する指針（以下「実施指針」という。）に準拠して早期排出削減量を設定し、届出する責任は会社にある。会社は、早期排出削減量に対する確認業務における手続が業務の目的に適していることを承知している。

当確認機関の責任

当確認機関は、△△（登録申請時に選択した確認の基準を記載）に準拠して手続を実施した。早期排出削減量に対する確認業務には、当確認機関が会社と合意された手続を実施し、また合意された手続の事実即ち結果である手続実施結果を報告することが含まれる。

早期排出削減量に対する確認業務は、△△（ISO 14064-3に準拠する場合は「検証業務」、ISRS 4400等に準拠する場合は「保証業務」を記載することを想定）ではない。したがって、当確認機関は△△（ISO 14064-3に準拠する場合は「検証」、ISRS 4400等に準拠する場合は「保証」を記載することを想定）の結論を表明するものではない。

当確認機関の独立性及び品質管理

当確認機関は、△△（登録申請時に選択した品質管理の基準を記載）に基づき、独立性を遵守し、品質マネジメントを整備及び運用している。

合意された手続及び実施結果

早期排出削減量に関して、以下の合意された手続を実施した。実施した結果は以下の通りである。

	合意された手続	実施結果
1		
2		

3		
4		
5		
...

6. 4 確認結果報告書の発行

制度対象者に対して確認結果報告書を発行する。また、確認結果報告書に、確認した対象（様式第2事業者－第4表）を添付する。